

第三種監視化学物質の有害性の調査の指示に関する省令

(平成十六年三月十八日 経済産業省・環境省令第六号)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十五条の三第一項の規定による指示は、有害性の調査を行うべき第三種監視化学物質の名称、当該調査を行うべき理由、当該調査の項目及び方法その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。